

奈良県告示第五百五十八号

基準点測量成果簿の保管及び閲覧に関する規程（昭和三十九年三月奈良県告示第四百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一項第一号中「地域農政課長」を「担い手・農地マネジメント課長」に改める。

第四条中「奈良県農林部地域農政課」を「奈良県農林部担い手・農地マネジメント課」に改める。